

様式 4

第 19 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成 28 年 6 月 20 日 (月) 午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分 高石市役所 別館会議室 113	
出席委員	3 名全員 (大学准教授 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名)	
事務局	契約検査課：堀内課長、伊奈参事、中村主事 建築住宅課：酒井課長、松本課長代理 上下水道課：上田課長、清水課長代理、武田課長代理、堀計画工務係長	
審議対象期間	平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月	
抽出案件	7 件	通常指名競争入札 ・ 3-3-9 号線他管渠等改築工事 ・ 3-3-5 号線他管渠等改築工事 ・ 3-3-1 号線他管渠等改築工事 ・ (改良 27-8) 高砂 2 号線老朽管更新工事 ・ (改良 27-9) 東羽衣 201 号線老朽管更新工事 ・ (改良 27-10) 取石 701 号線他老朽管更新工事 随意契約 ・ 学校防犯システム拡充事業工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	6 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 平成27年度下半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>平成27年度下半期の平成27年10月1日～28年3月31日では、総契約件数が23件、契約金額の合計は4億688万5680円、平均落札率は82.4%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、通常指名競争入札が22件で、契約金額4億290万6960円、平均落札率82.2%であり、随意契約は1件、契約金額397万8720円、落札率99.9%であった。</p> <p>尚、一般競争入札及び公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、通常指名競争入札22件のうち、契約検査課発注分が16件、上下水道課分が6件であり、随意契約の1件は契約検査課分であった。</p> <p>平成27年度下半期の入札及び契約の全体的な傾向については、平成27年度前半の契約件数が19件、契約金額が約2億4000万円、後半の契約件数が23件、契約金額が約4億1000万円と増加している。</p> <p>平成27年度の特徴としては、水道事業での契約金額が約3億5千万円となり、引き続き老朽管の更新工事に力を入れている。</p> <p>平成27年度全体としては、年間の契約件数が42件で、契約金額が約6億5千万円と前年度の契約件数58件、契約金額約12億円より大きく減少している。</p>

2 平成27年度下半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
	<p>○指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>平成27年度下半期の指名停止の状況については合計で15件であり、例年に比べ多かった。</p>
3 抽出事案の審議について	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>案件の抽出にあたっては、今回通常指名競争入札から6件、随意契約から1件を選定した。随意契約に関しては1件なので、そのまま選定している。通常指名競争入札の6件に関しては、同一の工事、同一の業種に絞って選定した。これは、他市の入札等監視委員会でも行われており、理由としては、談合は同一の業界で行われることが多く、類似の工事で連続しているものを抽出することによって、入札や落札の状況が分かることと牽制になるという2つの効果が得られるためである。従って、今回の審議については、各課発注ごとに審議する。</p> <p>○3-3-9 号線他管渠等改築工事 ○3-3-5 号線他管渠等改築工事 ○3-3-1 号線他管渠等改築工事</p> <p>業者選定において、近隣市町村とは具体的にどこを指すのか。</p>	<p>堺市以南である。</p>

<p>堺市以南であれば、業者数が増えると感じるが。</p> <p>最低制限価格については、役所で算定した金額とは別に各業種の業者で金額を計算し、その金額の平均値を取る様な形で最低制限価格を算出し、それを下回ると落札出来ないという仕組みを取る自治体もあると聞く。そういった仕組みを取り入れないと、役所が出した金額をそのまま出すのであれば、業者で金額を計算する力量が身に付かないのでは。</p> <p>最低制限価格の設定については、業者に見積を提出させ、その中間値と本市が設定している最低制限価格を比較検証をする機会を設けてもいいかと思う。</p> <p>入札意欲のある業者が最低制限価格で入札してくることは、一応の経営努力によって利益を上げる余地があることになっていることかと思う。指名競争入札という趣旨から考えると、若干なりとも上記の様な方法で競争させる余地はあってもいいかを感じる。ただし、そうさせなければならないとまでは思わない。</p> <p>最終的にくじによる抽選で決定しており、公平と感じる。</p> <p>○学校防犯システム拡充事業工事</p> <p>「学校防犯システム拡充事業工事」という工事名だが、学校自体が対象では無くて、他の施設が対象なのか。</p> <p>積算価格はどのように算出しているのか。</p>	<p>増える場合もあるが、今回はそういったこともなかった。</p> <p>従前から入札時に内訳書を提出しており、業者は適切に入札価格を算定した上で応札していると認識している。</p> <p>建設工事の適正な施工及び品質の確保を目的として、本市では中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを採用し、最低制限価格を適正に設定している。</p> <p>学校自体には既に設置しており、そのシステムを市内4施設の中で運用出来るようにし、その施設へ行った時でも同じく連絡が入るシステムとなっている。</p> <p>担当課で積算している。</p>
--	--

<p>何に基づき計算しているのか。</p> <p>このような工事でも、国土交通省の積算基準があるのか。</p> <p>そうすると、業者においても積算基準を知っているということか。</p> <p>○(改良 27-8)高砂 2 号線老朽管更新工事 ○(改良 27-9)東羽衣 201 号線老朽管更新工事 ○(改良 27-10)取石 701 号線他老朽管更新工事</p> <p>現在施工中と受注というのは、水道事業のみが対象か。それとも高石市との契約すべてが入るのか。</p> <p>この様な老朽管更新工事は、選定業者が 9 社と決まっているのか。</p> <p>予定価格に対する割合だが、抽出している案件 3 件とも 80%を超えている。契約検査課発注分については 78~79%だが、違いの根拠はあるのか。</p>	<p>[建築住宅課] 国土交通省の積算基準に基づいて算出しているが、一部は業者からの見積を利用しており、ある部分については本市単価で積算している。</p> <p>[建築住宅課] 電気設備的な配線や配管、アンテナなどは積算基準があり、それらを使用している。</p> <p>[建築住宅課] ある程度は把握していると思う。</p> <p>本工事は水道事業であり、水道事業のみが対象である。</p> <p>業者数としては 13 社あるが、平成 27 年 4 月から 9 月までの間に 4 本の工事を発注しているため、受注した業者を除くと 9 社となる。</p> <p>本市では、先に述べたように中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを採用しており、管工事の場合、材料費のウエイトが高いとパーセンテージも高くなることはある。</p>
---	--

5 その他	
<p>水道管工事をトータルでやっているとのことだが、腐敗状況や欠損状況、地震により管の位置がずれたりヒビが入るなどの報告はないか。</p>	<p>いま行っている工事は耐震管への入れ替えを含めて老朽管の更新工事を行っている。水道事業に関しては、平成 26 年度から老朽管更新工事 5 ヶ年計画を行っており、管の種類も CIP-FC 管から DIP-GX 管という繋ぎ目が地震の揺れに対し丈夫なものへ変更している。下水道においても老朽管の更新工事が昨年より開始した。</p>
<p>材料等の高騰があったが、未だに続いているか。</p>	<p>高騰はあったが、現在は上がっていない。</p>
<p>高騰のしわ寄せは、全て業者にいくのか。</p>	<p>近年は、積算基準の単価も材料等の価格の変動に素早く対応している。また国から通達があり、材料費などが著しく変動した場合、契約変更するようになつており、担当課で速やかに対応している。</p>
<p>人件費の方はどうか。</p>	<p>繰り越し事業において、4 月に労務単価が上がった場合、4 月からの工事分を変更する等の対応はしている。</p>
<p>それも契約変更の要素にはなるのか。</p>	<p>労務単価の増額による変更は可能である。</p>
<p>材料費、人件費が上がり、計画自体変更するという事は無いのか。</p>	<p>ございません。</p>